

標準規格に係る著作権の取扱いに関する基本指針

2011年（平成23）年3月28日第79回規格会議決定

2011年9月16日第81回規格会議決定

規格会議が策定及び改定に関して決議する標準規格及び関連する技術資料並びにその翻訳物（以下「標準規格等著作物」という。）に係る著作権の取扱いについて、次のとおり定める。

1 標準規格等著作物の著作権

- (1) 標準規格等著作物の著作者は一般社団法人電波産業会（以下「ARIB」という。）であり、ARIBは、標準規格等著作物を利用すること及び標準規格等著作物の利用を第三者に許諾することについて、いかなる制限も受けない。なお、利用とは複製、翻訳、公衆送信、そのほか著作権法に定める著作権が対象となる行為をいう。
- (2) 規格会議の委員並びに分科会及び作業班の構成員（以下「委員」という。）は、標準規格等著作物の作成のための文章、図表等の資料（以下「当該資料」という。なお、プログラム等のソフトウェア著作物については特段の意思表示がない限り、当該資料に含まれない。）を、規格会議に提出した場合は、前項の条件を承諾したものとする。この場合において、当該資料の著作権の帰属に変更は生じないが、標準規格等著作物の利用について、ARIB及びARIBが許諾した第三者に対して一切の権利主張（著作者人格権も含む。）を行わない。
- (3) 委員以外の者は、第一項の条件を承諾した上で、当該資料を規格会議に提出するものとする。この場合において、当該資料の著作権の帰属に変更は生じないが、標準規格等著作物の利用について、ARIB及びARIBが許諾した第三者に対して一切の権利主張（著作者人格権も含む。）を行わない。ただし、委員以外の者とARIBとの間で、当該資料に関する著作権の取扱いについての取決めがある場合はこの限りではない。
- (4) 当該資料において、第三者の著作物が引用される場合は、その出典を明示しなければならない。また、規格会議は、標準規格等著作物において、第三者の著作物を引用する場合は、その出典を明示する。

2 標準規格等著作物の利用許諾

- (1) 標準規格等著作物を利用しようとする者は、あらかじめ次の事項を記載した利用申込書をARIBの事務局長（以下「事務局長」という。）宛に提出し、その利用の許諾を求めなければならない。ただし、引用等、著作権法が著作者の許諾なく利用できることと定める行為についてはこの限りではない。
 - 一 氏名（法人等にあつては、その名称）
 - 二 住所

三 利用しようとする標準規格等著作物の名称

四 利用目的

五 利用形態

- (2) 事務局長は、前項の利用申込書を受け取ったときは速やかに審査し、回答する。
- (3) 事務局長は、標準規格等著作物の利用が、標準規格等の普及に貢献し、かつ公益に資すると判断される場合には、無償で利用を許諾することができる。
- (4) 事務局長は、利用の許諾をするときは、以下の条件を付与するものとする。
 - 一 標準規格等著作物の著作権はARIBが保有する旨を記載すること。
 - 二 標準規格等著作物の利用に当たって第三者から著作権その他の知的財産権について権利主張を受けても、ARIBは何ら責任を負わないこと。
 - 三 その他標準規格等著作物の利用にあたって必要な事項。